



鳥取県公報

平成14年3月29日(金)

号外第37号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県私立高等学校等改築事業助成条例(2)(総務課).....11
	公益法人等への職員の派遣等に関する条例(3)(職員課).....11
	雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例(4)(〃).....24
	保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例(5)(医務薬事課).....29
	鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例(6)(労働雇用課).....30
	鳥取県森林整備地域活動支援基金条例(7)(林政課).....32
	鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例(8)(教育委員会事務局総務福利課).....33

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県私立高等学校等改築事業助成条例

1 目的(第1条関係)

この条例は、私立高等学校、私立中学校及び私立幼稚園の教育施設の改築(以下「施設改築」という。)に要する経費の一部を助成することにより、私立高等学校、私立中学校及び私立幼稚園における教育環境の整備を促進することを目的とすることとした。

2 定義(第2条関係)

この条例において使用する用語の意義は、次に定めるところによることとした。

- (1) 私立高等学校 私立学校法に規定する私立学校(以下「私立学校」という。)のうち、高等学校をいう。
- (2) 私立中学校 私立学校のうち、中学校をいう。
- (3) 私立幼稚園 私立学校のうち、幼稚園をいう。
- (4) 教育施設 校舎、園舎及び屋内運動場をいう。
- (5) 学校法人 私立学校法に規定する学校法人をいう。

3 補助金の交付(第3条関係)

県は、施設改築(知事が別に定めるものに限る。以下同じ。)を実施した学校法人に対し、予算の範囲内で私立高等学校等改築事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することとした。

4 補助金の額(第4条関係)

補助金の額は、施設改築に要する経費の額(知事が別に定める額を限度とする。)に私立高等学校及び私立中学校にあっては2分の1を、私立幼稚園にあっては6分の1を乗じて得た額以下とすることとした。

5 その他(第5条関係)

この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

6 施行期日

この条例は、平成14年4月1日から施行することとした。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例

1 趣旨（第1条関係）

この条例は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「法」という。）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、公益法人等（法に規定する公益法人等をいう。以下同じ。）への県の地方公務員法に規定する職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する職員（以下「職員」という。）の派遣等に関し必要な事項を定めることとした。

2 職員の派遣（第2条関係）

（1）任命権者（法に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、公益法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（（2）の職員を除く。）を派遣することができることとした。

ア 民法の規定により設立された法人のうち次に掲げるもの

- （ア）財団法人鳥取県環境管理事業センター
- （イ）財団法人鳥取県観光事業団
- （ウ）財団法人鳥取県教育文化財団
- （エ）財団法人鳥取県建設技術センター
- （オ）財団法人鳥取県国際交流財団
- （カ）財団法人鳥取県産業振興機構
- （キ）財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会
- （ク）社団法人鳥取県人権文化センター
- （ケ）財団法人鳥取県造林公社
- （コ）財団法人鳥取県体育協会
- （サ）財団法人鳥取県畜産振興協会
- （シ）財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
- （ス）財団法人鳥取県部落解放研究所
- （セ）財団法人鳥取県文化振興財団
- （ソ）財団法人とっとりコンベンションビューロー
- （タ）財団法人とっとり政策総合研究センター
- （チ）財団法人鳥取童謡・おもちゃ館
- （ツ）財団法人ふるさと鳥取県定住機構
- （テ）財団法人自治体国際化協会
- （ト）財団法人地域創造
- （ナ）社団法人鳥取県観光連盟

イ 特別の法律により設立された法人のうち次に掲げるもの

- （ア）学校法人鳥取環境大学
- （イ）社会福祉法人鳥取県厚生事業団
- （ウ）社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
- （エ）鳥取県住宅供給公社
- （オ）鳥取県土地開発公社
- （カ）鳥取県土地改良事業団体連合会

（2）公益法人等へ派遣することができない条例で定める職員は、次に掲げる職員とすることとした。

ア 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法の定年退職者等の再任用に係る規定により採用される職員を除く。）

イ 非常勤職員

ウ 地方公務員法の規定により条件附採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）

エ 職員の定年等に関する条例の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条例の規定により期限を延長することとされている職員

オ 地方公務員法の休職に係る規定若しくは職員の休職の事由を定める条例（以下「休職条例」という。）の休職の事由に係る規定に掲げる事由のいずれかに該当して休職され、又は同法の懲戒に係る規定に掲げる事由のいずれかに該当して停職されている職員その他の同法に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

(3) 職員派遣に当たって合意しておくべきものとして条例で定める事項は、次に掲げる事項とすることとした。

ア (1)による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項

イ アの職員の派遣先団体における業務の従事の状態の連絡に関する事項

3 派遣職員の職務への復帰（第3条関係）

職員派遣を継続することができないと認める場合等は派遣職員を職務に復帰させなければならない条例で定める場合は、次に掲げる場合とすることとした。

ア 職員派遣をされた職員（以下「派遣職員」という。）が派遣先団体の役職員の地位を失った場合

イ 派遣職員の職員派遣が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合

ウ 2(1)の取決めに反することとなった場合

エ 派遣職員が心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合等に該当することとなった場合

オ 派遣職員が地方公務員法の休職に係る規定又は休職条例の休職の事由に係る規定に掲げる事由のいずれかに該当することとなった場合

カ 派遣職員が全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合等に該当することとなった場合

4 派遣職員の給与（第4条関係）

派遣職員（企業職員（地方公営企業労働関係法に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び現業職員（地方公務員法に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。6及び7において同じ。）のうち、法に規定する派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務等であって、これらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合等における当該業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができることとした。

5 職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例（第5条関係）

職員派遣後職務に復帰した職員（企業職員である職員及び現業職員である職員を除く。7において同じ。）に関する職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の休職者の給与に係る規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務を公務と、当該業務に係る労働者災害補償保険法に規定する通勤を同条例の休職者の給与に係る規定の通勤とみなすこととした。

6 派遣職員の復帰時における処遇（第6条関係）

派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができることとした。

7 職務に復帰した職員等に関する職員の退職手当に関する条例の特例（第7条関係）

(1) 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合（派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。）における職員の退職手当に関する条例（以下「退職手当条例」という。）の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例の公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法に規定する通勤による傷病は退職手当条例の通勤による傷病とみなす

こととした。

(2) 退職手当条例の在職期間から除算する期間に係る規定は、派遣職員の職員派遣の期間(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定する育児休業の期間を除く。)については、適用しないこととした。

(3) (2)は、派遣職員が派遣先団体から所得税法に規定する退職手当等(同法の規定により退職手当等とみなされるものを含む。)の支払を受けた場合には、適用しないこととした。

(4) 派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合に支給する退職手当条例の規定による退職手当の算定の基礎となる給料月額については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、その額を調整することができることとした。

8 企業職員又は現業職員である派遣職員の給与の種類(第8条関係)

企業職員又は現業職員である派遣職員のうち、法に規定する派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務等であって、これらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合等における当該業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当を支給することができることとした。

9 報告(第9条関係)

任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならないこととした。

10 特定法人(第10条関係)

当該地方公共団体が出資している株式会社等のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興等に寄与するとともに当該地方公共団体の事務等と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定める株式会社(以下「特定法人」という。)は、智頭急行株式会社とすることとした。

11 退職派遣者とならない職員(第11条関係)

法に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)とならない条例で定める職員は、2(2)のAからオまでに掲げる職員とすることとした。

12 退職派遣者を採用する場合(第12条関係)

退職派遣者を採用する条例で定める場合は、次に掲げる場合とすることとした。

ア 退職派遣者が特定法人の役職員の地位を失った場合

イ 次に掲げる場合であって、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができないか又は適当でないと認められる場合

(ア) 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合

(イ) 法の規定により締結された取決めに反することとなった場合

(ウ) 退職派遣者が心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

(エ) 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合

ウ 公務上の必要その他特別の事情により退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合

13 退職派遣者を採用しない場合(第13条関係)

退職派遣者を採用しない条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法その他の法令の規定に違反した場合であって、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、地方公務員法の規定による免職の処分を行うことが適当であると認められるときとすることとした。

14 取決めで定める事項(第14条関係)

退職派遣者が特定法人の業務に従事するに当たって合意しておくべきものとして条例で定める事項は、

次に掲げる事項とすることとした。

(1) 法に規定する要請に係る職員の特定法人における福利厚生に関する事項

(2) (1)の職員の特定法人における業務の従事の状態の連絡に関する事項

15 採用された職員に関する給与条例の特例 (第15条関係)

法の規定により採用された職員 (企業職員である職員及び現業職員である職員を除く。16から18までにおいて同じ。) に関する給与条例の休職者の給与に係る規定の適用については、特定法人において就いていた業務を公務と、当該業務に係る労働者災害補償保険法に規定する通勤を同条例の休職者の給与に係る規定の通勤とみなすこととした。

16 退職派遣者の採用時における処遇 (第16条関係)

退職派遣者が法の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができることとした。

17 採用された職員に関する職員の退職手当に関する条例の特例 (第17条関係)

法の規定により採用された職員に関する退職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例の公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法に規定する通勤による傷病は退職手当条例の通勤による傷病とみなすこととした。

18 採用された職員に関する職員の退職手当に関する条例の特例 (第18条関係)

(1) 職員が、法の規定により、任命権者の要請に応じ、引き続いて特定法人であって、退職手当 (これに相当する給与を含む。 (1)において同じ。) に関する規程において、職員が任命権者の要請に応じ退職手当を支給されないで引き続いて当該特定法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該特定法人に使用される者 (役員を含む。 (1)において同じ。) としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者 (以下「特定法人役職員」という。) となるため退職し、かつ、引き続き特定法人役職員として在職した後引き続いて法の規定により職員として採用された場合においては、その者の退職手当条例の規定による在職期間の計算については、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなすこととした。

(2) (1)の場合における特定法人役職員としての在職期間については、退職手当条例の規定と同等に計算することとした。

(3) 法の規定により退職し、引き続いて特定法人役職員となった場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、退職手当条例の規定による退職手当は、支給しないこととした。

19 報告 (第19条関係)

任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者が法の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならないこととした。

20 人事委員会規則への委任 (第20条関係)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めるところとした。

21 施行期日等

(1) この条例は、平成14年4月1日から施行すること。ただし、10から20まで及び(2)は、同年3月31日から施行することとした。

(2) 10から19までは、平成14年3月31日以後に法の任命権者の要請に応じて退職した者について適用すること。

(3) 次に掲げる条例について所要の改正を行うこととした。

ア 鳥取県警察職員定員条例

- イ 職員の退職手当に関する条例
- ウ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- エ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
- オ 職員の休職の事由を定める条例
- カ 職員の育児休業等に関する条例
- キ 鳥取県職員定数条例
- ク 職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ケ 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(4)(3)イに係る経過措置を講ずることとした。

雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例

1 目的(第1条関係)

この条例は、現下の著しく停滞した経済活動の影響により極めて悪化した県内の民間雇用情勢を回復することが県民生活及び県内の経済の安定及び向上を図る上で重要な課題であること並びに現下の厳しい県の財政状況等を踏まえ、職員の給与を時限的に減ずる特別措置を講ずるとともに、これにより生ずる財源をもって、新たに高等学校、大学等を卒業した者、自らの理由によることなく離職した者等(以下「新規学卒者等」という。)を雇用する事業主に対する助成等を行い、併せて新規学卒者等を職員として雇用する等の雇用につながる施策を実施し、もって県内における雇用機会の創出を図ることを目的とすることとした。

2 知事等の給与の特例(第2条関係)

平成14年4月1日から平成17年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における知事、副知事及び出納長の給料及び期末手当の額を100分の7減ずることとした。

3 常勤の監査委員の給与の特例(第3条関係)

特例期間における常勤の監査委員の給料及び期末手当の額を100分の6減ずることとした。

4 病院事業の管理者の給与の特例(第4条関係)

特例期間における病院事業の管理者の給料、管理職手当、調整手当、期末手当及び勤勉手当の額を100分の6減ずることとした。

5 委員会の委員等の報酬の特例(第5条関係)

特例期間における特別職の職員(2から4までの者等を除く。)の報酬の額を100分の5減ずることとした。

6 教育長の給与の特例(第6条関係)

特例期間における教育長の給料及び期末手当の額を100分の6減ずることとした。

7 一般職職員の給与の特例(第7条関係)

特例期間における一般職職員の給料、給料の調整額、管理職手当、調整手当、期末手当及び勤勉手当の額を100分の5(管理職手当の支給を受ける職員のうちその支給割合が最も高いものにあつては100分の6、特定の級号給以下の職員にあつては100分の4)減ずることとした。

8 任期付研究員の給与の特例(第8条関係)

特例期間における任期付研究員の給料、任期付研究員業績手当、調整手当及び期末手当の額を100分の5減ずることとした。

9 基金の設置(第9条関係)

地方自治法の規定に基づき、新規学卒者等を雇用する事業主に対する助成等を行うことにより、県内における雇用機会の創出を図るため、鳥取県雇用機会創出支援基金(以下「基金」という。)を平成14年4月1日から平成20年3月31日(同日前に基金の残高がなくなったときは、当該なくなった日の属する年度

の末日)までの間、設置することとした。

10 基金の積立て(第10条関係)

基金としての積立ては、平成14年度から平成16年度までの3年度間に限り行うものとし、その積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とすることとした。

11 基金の管理(第11条関係)

基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないこととした。

12 基金の運用益金の処理(第12条関係)

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする事とした。

13 基金の繰替運用(第13条関係)

知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

14 基金の処分(第14条関係)

基金は、9の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができることとした。

15 基金に関する委任(第15条関係)

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

16 職員の定数の特例(第16条関係)

平成14年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、鳥取県職員定数条例の規定にかかわらず、同条例に定める定数に加えて、次の表の左欄に掲げる職員(同条例に規定する職員をいう。16において同じ。)を同表の右欄に定める人数の範囲内で置くことができることとした。

(1) 知事の事務部局の職員(一般会計支弁に係る職員に限る。)	45人
(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	
ア 県立学校の職員	41人
イ アに掲げる職員以外の職員	10人
(3) 監査委員の事務局の職員	1人
(4) 人事委員会の事務局の職員	1人
(5) 地方労働委員会の事務局の職員	1人
(6) 企業局の職員	1人
(7) 病院局の職員	8人
(8) 議会の事務局の職員	1人
(9) 県費負担教職員	94人

17 警察職員の定数の特例(第17条関係)

平成14年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、鳥取県警察職員定員条例の規定にかかわらず、同条例に定める定員に加えて、次の表の左欄に掲げる警察職員を同表の右欄に定める員数の範囲内で置くことができることとした。

(1) 警察官	
ア 警部	1人
イ 警部補・巡査部長	10人
ウ 巡査(警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。)	6人
(2) 一般職員	2人

18 施行期日等

- (1) この条例は、平成14年4月1日から施行することとした。
- (2) 鳥取県警察職員定員条例について所要の改正を行うこととした。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例

- 1 次に掲げる条例の規定について、「保健婦助産婦看護婦法」とあるのを「保健師助産師看護師法」に改める等所要の改正を行うこととした。

- (1) 職員の給与に関する条例
- (2) 職員の特殊勤務手当に関する条例
- (3) 鳥取県認可外保育施設運営事業助成条例
- (4) 鳥取県准看護婦試験委員条例
- (5) 鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例
- (6) 鳥取県旅館業法施行条例
- (7) 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例
- (8) 鳥取県手数料徴収条例

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(1)及び(2)の改正は、平成14年4月1日から施行することとした。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例

- 1 目的(第1条関係)

この条例は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む。以下「個別労働関係紛争」という。)について、あっせんの制度を設けること等により、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることを目的とすることとした。

- 2 紛争の自主的解決(第2条関係)

個別労働関係紛争が生じたときは、当該個別労働関係紛争の当事者は、早期に、かつ、誠意をもって、自主的な解決を図るように努めなければならないこととした。

- 3 労働者、事業主等に対する情報提供等(第3条関係)

知事は、個別労働関係紛争を未然に防止し、及び個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、労働者、求職者又は事業主に対し、労働関係に関する事項並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての情報の提供、相談その他の援助を行うこととした。

- 4 あっせん(第4条関係)

- (1) 知事は、個別労働関係紛争(労働関係調整法に規定する労働争議に当たる紛争、国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。以下4及び6において同じ。)について、当該個別労働関係紛争の当事者(以下「紛争当事者」という。)の双方又は一方からあっせんの申請があった場合には、あっせんを行うこととした。

- (2) 知事は、(1)の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次のいずれかに該当するときは、(1)の規定にかかわらず、あっせんを行わないことができることとした。

ア 県外の事業所における労働関係に係るもの

イ 訴えの提起がなされているもの又は判決が確定し、裁判上の和解が調い若しくは訴えに係る請求の放棄若しくは認諾がなされたもの

ウ 民事調停法による調停の申立てがなされているもの又は同法による調停が成立したものの

エ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律による解決の援助を求められ

たものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれら
をしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法の紛争調整委員会に係属しているもの若しく
は同法による調停が成立したもの

オ 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律による解決の援助を求められたものであって同法によ
る都道府県労働局長による助言若しくは指導がされ、若しくはこれらをしてしないことが決定されるま
での間にあるもの又は同法の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法によるあっせんが成立し
たもの

カ 労働基準法等に係る法令違反があるとして労働者から申告がされたものであって労働基準監督署長
その他の行政官庁による助言、指導、処分等がされ、若しくはこれらをしてしないことが決定されるま
での間にあるもの

キ その他紛争の実情があっせんに適さず、又はあっせんの必要がないと認められるもの

(3) 事業主は、労働者が(1)の申請を行ったことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益
な取扱いをしてはならないこととした。

5 あっせん員候補者(第5条関係)

知事は、労働関係調整法に規定する名簿に記載されている者を個別労働関係紛争あっせん員候補者とし
て委嘱することとした。

6 あっせん員の指名(第6条関係)

(1) 知事は、4(1)のあっせんと、5により委嘱された者のうちからあっせんの申請に係る個別労働関
係紛争(以下「事件」という。)ごとに指名する個別労働関係紛争あっせん員(以下「あっせん員」と
いう。)に行わせることとした。

(2) 知事は、前項のあっせん員の指名に当たっては、使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公
益を代表する者としてそれぞれ1人を指名することとした。ただし、事件の処理に関し必要があると認
めるときは、指名するあっせん員の数を増員することができることとした。この場合において、使用者
を代表する者として指名する者と労働者を代表する者として指名する者は、同数でなければならないこ
ととした。

7 あっせんの方法(第7条関係)

(1) あっせん員は、紛争当事者間をあっせんし、紛争当事者双方の主張の要点を確かめ、実情に即して
事件が迅速に解決されるように努めなければならないこととした。

(2) あっせん員は、紛争当事者から意見を聴取するほか、必要に応じ、参考人から意見を聴取し、又は
これらの者から意見書の提出を求め、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを紛争当事者に提
示することができることとした。

(3) (2)のあっせん案の作成は、あっせん員の全員一致をもって行うこととした。

8 あっせんの打ち切り(第8条関係)

あっせん員は、事件があっせんによつては解決の見込みがないと認めるときは、あっせんと打ち切るこ
とができることとした。

9 秘密を守る義務(第9条関係)

あっせん員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならないこととした。その職を退いた後も同
様とすることとした。

10 適用除外(第10条関係)

この条例は、船員職業安定法に規定する船員及び船員になるうとする者並びに国家公務員及び地方公務
員については、適用しないこととした。ただし、地方公営企業法の企業職員及び地方公務員法に規定する
単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて地方公営企業労働関係法の職員以外のもの
の勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでないこととした。

11 規則への委任(第11条関係)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

12 施行期日

この条例は、平成14年4月1日から施行することとした。

鳥取県森林整備地域活動支援基金条例

1 設置（第1条関係）

森林所有者等に対し森林の施業の計画的かつ一体的な実施に不可欠な活動を確保するための支援を実施することにより、適切な森林整備を推進し、もって森林の有する多面的な機能を確保するため、鳥取県森林整備地域活動支援基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

2 積立て（第2条関係）

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とすることとした。

3 管理（第3条関係）

基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないこととした。

4 運用益金の処理（第4条関係）

(1) 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、1の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるものとする事とした。

(2) (1)による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする事とした。

5 繰替運用（第5条関係）

知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる事とした。

6 処分（第6条関係）

基金は、1の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる事とした。

7 委任（第7条関係）

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

8 施行期日等

(1) この条例は、平成14年4月1日から施行することとした。

(2) この条例は、平成19年3月31日限り、その効力を失うこととした。

鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例

1 教育委員会の委員の定数を6人とする事とした。

2 施行期日等

(1) この条例は、規則で定める日から施行することとした。

(2) 特別職の職員の給与に関する条例、知事等の退職手当に関する条例、職員の退職手当に関する条例等について、所要の改正を行うこととした。

条 例

鳥取県私立高等学校等改築事業助成条例をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第2号

鳥取県私立高等学校等改築事業助成条例

(目的)

第1条 この条例は、私立高等学校、私立中学校及び私立幼稚園の教育施設の改築(以下「施設改築」という。)に要する経費の一部を助成することにより、私立高等学校、私立中学校及び私立幼稚園における教育環境の整備を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立高等学校 私立学校法(昭和24年法律第270号)第2条第3項に規定する私立学校(以下「私立学校」という。)のうち、高等学校をいう。
- (2) 私立中学校 私立学校のうち、中学校をいう。
- (3) 私立幼稚園 私立学校のうち、幼稚園をいう。
- (4) 教育施設 校舎、園舎及び屋内運動場をいう。
- (5) 学校法人 私立学校法第3条に規定する学校法人をいう。

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、施設改築(知事が別に定めるものに限る。以下同じ。)を実施した学校法人に対し、予算の範囲内で私立高等学校等改築事業補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、施設改築に要する経費の額(知事が別に定める額を限度とする。)に私立高等学校及び私立中学校にあっては2分の1を、私立幼稚園にあっては6分の1を乗じて得た額以下とする。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第3号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条及び第43条第3項の規定に基づき、公益法人等（法第2条第1項に規定する公益法人等をいう。以下同じ。）への県の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第4条第1項に規定する職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、公益法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

(1) 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人のうち次に掲げるもの

- ア 財団法人鳥取県環境管理事業センター
- イ 財団法人鳥取県観光事業団
- ウ 財団法人鳥取県教育文化財団
- エ 財団法人鳥取県建設技術センター
- オ 財団法人鳥取県国際交流財団
- カ 財団法人鳥取県産業振興機構
- キ 財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会
- ク 社団法人鳥取県人権文化センター
- ケ 財団法人鳥取県造林公社
- コ 財団法人鳥取県体育協会
- サ 財団法人鳥取県畜産振興協会
- シ 財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
- ス 財団法人鳥取県部落解放研究所
- セ 財団法人鳥取県文化振興財団
- ソ 財団法人とっとりコンベンションビューロー
- タ 財団法人とっとり政策総合研究センター
- チ 財団法人鳥取童謡・おもちゃ館
- ツ 財団法人ふるさと鳥取県定住機構
- テ 財団法人自治体国際化協会
- ト 財団法人地域創造
- ナ 社団法人鳥取県観光連盟

(2) 特別の法律により設立された法人のうち次に掲げるもの

- ア 学校法人鳥取環境大学
- イ 社会福祉法人鳥取県厚生事業団
- ウ 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
- エ 鳥取県住宅供給公社
- オ 鳥取県土地開発公社
- カ 鳥取県土地改良事業団体連合会

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）

- (2) 非常勤職員
- (3) 地方公務員法第22条第1項の規定により条件附採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)
- (4) 職員の定年等に関する条例(昭和59年鳥取県条例第1号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員
- (5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは職員の休職の事由を定める条例(昭和56年鳥取県条例第7号。以下「休職条例」という。)第2条各号に掲げる事由のいずれかに該当して休職され、又は同法第29条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当して停職されている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

3 法第2条第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第1項の規定による職員の派遣(以下「職員派遣」という。)に係る職員の職員派遣を受ける団体(以下「派遣先団体」という。)における福利厚生に関する事項
- (2) 前号に規定する職員の派遣先団体における業務の従事状況の連絡に関する事項
(派遣職員の職務への復帰)

第3条 法第5条第1項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 職員派遣をされた職員(以下「派遣職員」という。)が派遣先団体の役職員の地位を失った場合
- (2) 派遣職員の職員派遣が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合
- (3) 前条第1項に規定する取決めに反することとなった場合
- (4) 派遣職員が地方公務員法第28条第1項第2号又は第3号に該当することとなった場合
- (5) 派遣職員が地方公務員法第28条第2項各号のいずれか又は休職条例第2条第2号に該当することとなった場合
- (6) 派遣職員が地方公務員法第29条第1項第1号又は第3号に該当することとなった場合
(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)第3条第2項に規定する職員をいう。以下同じ。))である派遣職員及び現業職員(地方公務員法第57条に規定する単純な業務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。))である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第5条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員及び現業職員である職員を除く。第7条において同じ。)に関する職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第12条の2第1項第1号の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務を公務と、当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を同条例第12条の2第1項第1号に規定する通勤とみなす。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第6条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職務に復帰した職員等に関する職員の退職手当に関する条例の特例)

第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)における職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号。以下「退職手当条例」という。)の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条第1項の表2の項(5)、第5条第1項の表1の項(2)及び第9条第4項の公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4条第1項の表2の項(4)、第5条第

1 項の表 2 の項(5)及び第 9 条第 4 項の通勤による傷病とみなす。

2 退職手当条例第 9 条第 4 項の規定は、派遣職員の職員派遣の期間(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号) に規定する育児休業の期間を除く。) については、適用しない。

3 前項の規定は、派遣職員が派遣先団体から所得税法(昭和 40 年法律第 33 号) 第 30 条第 1 項に規定する退職手当等(同法第 31 条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。) の支払を受けた場合には、適用しない。

4 派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合に支給する退職手当条例の規定による退職手当の算定の基礎となる給料月額については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、その額を調整することができる。

(企業職員又は現業職員である派遣職員の給与の種類)

第 8 条 企業職員又は現業職員である派遣職員のうち、法第 6 条第 2 項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当を支給することができる。

(報告)

第 9 条 任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならない。

(特定法人)

第 10 条 法第 10 条第 1 項に規定する条例で定める株式会社(以下「特定法人」という。) は、智頭急行株式会社とする。

(退職派遣者とならない職員)

第 11 条 法第 10 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、第 2 条第 2 項各号に掲げる職員とする。

(退職派遣者を採用する場合)

第 12 条 法第 10 条第 1 項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 法第 10 条第 2 項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。) が特定法人の役職員の地位を失った場合

(2) 次に掲げる場合であって、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができないか又は適当でないと認められる場合

ア 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合

イ 法第 10 条第 1 項の規定により締結された取決めに反することとなった場合

ウ 退職派遣者が心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

エ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合

(3) 公務上の必要その他特別の事情により退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合

(退職派遣者を採用しない場合)

第 13 条 法第 10 条第 1 項に規定するその他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法(明治 40 年法律第 45 号) その他の法令の規定に違反した場合であって、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、地方公務員法第 29 条第 1 項の規定による免職の処分を行うことが適当であると認められるときとする。

(取決めで定める事項)

第 14 条 法第 10 条第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第 10 条第 1 項に規定する要請に係る職員の特定法人における福利厚生に関する事項

(2) 前号に規定する職員の特定法人における業務の従事の状況の連絡に関する事項

(採用された職員に関する給与条例の特例)

第 15 条 法第 10 条第 1 項の規定により採用された職員(企業職員である職員及び現業職員である職員を除く。次条から第 18 条までにおいて同じ。) に関する給与条例第 12 条の 2 第 1 項第 1 号の規定の適用については、特定

法人において就いていた業務を公務と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤と同条例第12条の2第1項第1号に規定する通勤とみなす。

(退職派遣者の採用時における処遇)

第16条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(採用された職員に関する退職手当条例の特例)

第17条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する退職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条第1項の表2の項(5)、第5条第1項の表1の項(2)及び第9条第4項の公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4条第1項の表2の項(4)、第5条第1項の表2の項(5)及び第9条第4項の通勤による傷病とみなす。

第18条 職員が、法第10条第1項の規定により、任命権者の要請に応じ、引き続いて特定法人であって、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、職員が任命権者の要請に応じ退職手当を支給されないで引き続いて当該特定法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該特定法人に使用される者(役員を含む。以下この項において同じ。)としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者(以下「特定法人役職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定法人役職員として在職した後引き続いて法第10条第1項の規定により職員として採用された場合においては、その者の退職手当条例第9条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 前項の場合における特定法人役職員としての在職期間については、退職手当条例第9条(第5項を除く。)の規定を準用して計算する。

3 法第10条第1項の規定により退職し、引き続いて特定法人役職員となった場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、退職手当条例の規定による退職手当は、支給しない。

(報告)

第19条 任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならない。

(人事委員会規則への委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第10条から第20条まで及び次項の規定は、同年3月31日から施行する。

(退職派遣者の採用等に関する規定の適用)

2 第10条から第19条までの規定は、平成14年3月31日以後に法第10条第1項の任命権者の要請に応じて退職した者について適用する。

(鳥取県警察職員定員条例の一部改正)

3 鳥取県警察職員定員条例(昭和32年鳥取県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定員)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員で休職中の者、<u>警察本部長が定める長期にわたる研修に派遣している者及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号)第3条第1号に規定する派遣職員である者</u>については、前項の規定にかかわらず、同項に定める定員の外に置くことができる。</p>	<p>(定員)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員で休職中の者及び<u>警察本部長が定める長期にわたる研修に派遣している者</u>については、前項の規定にかかわらず、同項に定める定員の外に置くことができる。</p>

(退職手当条例の一部改正)

4 退職手当条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第9条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前3項の規定による在職期間のうち地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員の休職の事由を定める条例(昭和56年鳥取県条例第7号)第2条第1号に掲げる事由による休職を除く。)教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第20条の3の規定による大学院修学休業、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。)が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(同法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)を前3項の規定により計算した<u>在職期間から除算する。</u></p>	<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第9条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前3項の規定による在職期間のうち地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)若しくは国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、<u>地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする</u>ことと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)又は知事が定める公共的機関の業務に従事させるための休職を除く。)教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第20条の3の規定による大学院修学休業、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。)が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(同法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由</p>

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員若しくは国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）又は企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員若しくは現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）第1条第2項に規定する現業職員（以下「企業職員等」という。）が、引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員若しくは国家公務員（以下「他の公務員」という。）又は企業職員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の他の公務員又は企業職員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の他の公務員又は企業職員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者の在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）又は他の公務員が定員若しくは定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少その他これらに準ずる理由により過員若しくは廃職を生じたことにより退職し、引き続いて職員となったときにおいて、知事^{（一）}がその者の他の公務員としての引き続いた在職期間を^{（二）}通算しないことに定めたときにおける当該他の公務員としての引き続いた在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

（1）略

（2）他の地方公共団体で、退職手当に関する規定において、当該地方公共団体以外の地方公共団体の公務員又は地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。

により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前3項の規定により計算した^{（三）}在職期間から除算する。

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員若しくは国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）又は企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員若しくは現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）第1条第2項に規定する現業職員（以下「企業職員等」という。）が、引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員若しくは国家公務員（以下「他の公務員」という。）又は企業職員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の他の公務員又は企業職員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の他の公務員又は企業職員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者の在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）又は他の公務員が定員若しくは定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少その他これらに準ずる理由により過員若しくは廃職を生じたことにより退職し、引き続いて職員となったときにおいて、知事^{（一）}がその者の他の公務員としての引き続いた在職期間を^{（二）}通算しないことに定めたときにおける当該他の公務員としての引き続いた在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

（1）略

（2）他の地方公共団体で、退職手当に関する規定において、当該地方公共団体以外の地方公共団体の公務員又は地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）に使用される者（役員及び非常勤勤務に服することを要しない者を除く。以下「地方公社等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は地方公社若しくは公庫等の要請に応じ、退職手当を支給され^{（三）}ないで、引き続いて当該地方公

以下同じ。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「地方公社等職員」という。)が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は地方公社若しくは公庫等の要請に応じ、退職手当を支給されず、引き続いて当該地方公共団体の公務員となった場合に、当該地方公共団体以外の地方公共団体の公務員又は地方公社等職員としての勤続期間を当該地方公共団体の公務員としての勤続期間に通算することと定めているもの(以下「通算制度を有する地方公共団体」という。)の公務員(以下「特定地方公務員」という。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて地方公社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、地方公務員又は他の地方公社等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は地方公社若しくは公庫等の要請に応じ、退職手当を支給されず、引き続いて当該地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の地方公社等職員としての勤続期間を当該地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているもの(以下「通算制度を有する地方公社」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定地方公社職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続き職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3)~(7) 略

6~8 略

(特定地方公社等から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例)

第12条 略

2~4 略

5 地方公社又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとすることと定めているものに限る。)に使用され

共同体の公務員となった場合に、当該地方公共団体以外の地方公共団体の公務員又は地方公社等職員としての勤続期間を当該地方公共団体の公務員としての勤続期間に通算することと定めているもの(以下「通算制度を有する地方公共団体」という。)の公務員(以下「特定地方公務員」という。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて地方公社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、地方公務員又は他の地方公社等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は地方公社若しくは公庫等の要請に応じ、退職手当を支給されず、引き続いて当該地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の地方公社等職員としての勤続期間を当該地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているもの(以下「通算制度を有する地方公社」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定地方公社職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続き職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3)~(7) 略

6~8 略

(特定地方公社等から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例)

第12条 略

2~4 略

5 休職指定法人に使用される者が、その身分を保有したまま引き続き職員となった場合におけるその者の第9条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかったものとみなす。ただし、規則で定める場合においては、この限りでない。

る者が、その身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の第9条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかったものとみなす。ただし、規則で定める場合においては、この限りでない。

附 則

1～5 略

6 職員の定年等に関する条例の施行の日に現に在職する職員のうち次の各号に掲げるものが、年齢50年以上で、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した場合において任命権者が知事の承認を得たときは、第5条の規定に該当する場合のほか、当分の間、同条及び第7条の規定による退職手当を支給することができる。

(1) 先に職員として在職した者のうち、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があった法人で外国において日本たばこ産業株式会社法(昭和59年法律第69号)附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧専売公社」という。)、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧日本国有鉄道」という。)若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」という。)の事業と同種の事業を行っていたもので、施行令附則第3項第3号の規定により総務大臣が指定するものの職員(以下「外国政府職員等」という。)となるため退職し、かつ、その職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となったもの(附則第10項第2号の規定により在職期間が引き続いたものとみなされる期間内に再び職員となったものを含む。)

(2) 略

7 略

8 昭和29年2月28日に現に在職していた職員の同日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職期間とみなす。この場合において、当該各号に規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失った際に、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間の3分の2の期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。

(1)～(3) 略

(4) 先に職員として在職した者であってア又はイに

附 則

1～5 略

6 職員の定年等に関する条例の施行の日に現に在職する職員のうち次の各号に掲げるものが、年齢50年以上で、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した場合において任命権者が知事の承認を得たときは、第5条の規定に該当する場合のほか、当分の間、同条及び第7条の規定による退職手当を支給することができる。

(1) 先に職員として在職した者のうち、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があった法人で外国において日本たばこ産業株式会社法(昭和59年法律第69号)附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧専売公社」という。)、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧日本国有鉄道」という。)若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」という。)の事業と同種の事業を行っていたもので、施行令附則第3項第3号の規定により内閣総理大臣が指定するものの職員(以下「外国政府職員等」という。)となるため退職し、かつ、その職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となったもの(附則第10項第2号の規定により在職期間が引き続いたものとみなされる期間内に再び職員となったものを含む。)

(2) 略

7 略

8 昭和29年2月28日に現に在職していた職員の同日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職期間とみなす。この場合において、当該各号に規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失った際に、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間の3分の2の期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。

(1)～(3) 略

(4) 先に職員として在職した者であってア又はイに

該当するもののア又はイに掲げる期間

ア 任命権者の承認又は勲褒を受け、引き続いて外国にあった特殊機関の職員で、施行令附則第3項第6号の規定により総務大臣の指定するもの（以下「外国特殊機関職員」という。）となるため退職し、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となった者の当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間

イ 略
9～33 略

該当するもののア又はイに掲げる期間

ア 任命権者の承認又は勲褒を受け、引き続いて外国にあった特殊機関の職員で、施行令附則第3項第6号の規定により内閣総理大臣の指定するもの（以下「外国特殊機関職員」という。）となるため退職し、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となった者の当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間

イ 略
9～33 略

(退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の日前に前項の規定による改正前の退職手当条例第9条第4項に規定する休職指定法人又は知事が定める公共的機関の業務に従事させるために休職された者の当該休職の期間については、前項の規定による改正後の退職手当条例第9条第4項の規定は、適用しない。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

6 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～16 略</p> <p>17 法施行日前に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条及び第28条の規定により休職され、又はこれに準ずる措置を受け、引き続き法施行日において<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）附則第4項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「平成14年改正後条例」という。）第9条第5項第2号に規定する地方公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする</u>ことと定めているものに限る。）に該当するもの（以下「特定休職指定法人」という。）の業務に従事した職員の当該業務に従事した期間については、<u>平成14年改正後条例第9条第</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～16 略</p> <p>17 法施行日前に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条及び第28条の規定により休職され、又はこれに準ずる措置を受け、引き続き法施行日において<u>新条例第9条第4項に規定する休職指定法人に該当するもの（以下「特定休職指定法人」という。）の業務に従事した職員の当該業務に従事した期間については、同項の規定による除算は、行なわ</u>ない。</p>

4項の規定による除算は、行わない。

18～29 略

30 附則第17項の規定は、法施行日前に地方公務員法第27条及び第28条若しくは国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条の規定により休職され、又はこれに準ずる措置を受け、引き続き特定休職指定法人の業務に従事した者の平成14年改正後条例第9条第5項の規定による他の公務員としての引き続きいた在職期間の計算について準用する。この場合において、附則第17項中「第9条第4項」とあるのは、「第9条第5項において準用する同条第4項」と読み替えるものとする。

31～33 略

34 法施行日前に、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、法施行日において特定地方公社である地方道路公社若しくは土地開発公社又は特定公庫等のうち国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第134号）による改正後の施行令第9条の2第72号から第89号までに掲げる法人に該当するもの（以下「地方道路公社等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となるため旧条例第12条第1項の規定に該当する退職に準ずる退職をし、かつ、引き続き地方道路公社等に使用される者として在職した後引き続き再び職員となった者の新条例第9条第1項の規定による在職期間の計算については、附則第7項及び附則第22項から附則第25項まで中「旧条例第12条第1項の規定に該当する退職」とあるのは、「旧条例第12条第1項の規定に該当する退職に準ずる退職」と読み替えて、これらの規定を適用する。

35～37 略

18～29 略

30 附則第17項の規定は、法施行日前に地方公務員法第27条及び第28条若しくは国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条の規定により休職され、又はこれに準ずる措置を受け、引き続き特定休職指定法人の業務に従事した者の新条例第9条第5項の規定による他の公務員としての引き続きいた在職期間の計算について準用する。この場合において、附則第17項中「同項」とあるのは、「新条例第9条第5項において準用する同条第4項」と読み替えるものとする。

31～33 略

34 法施行日前に、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、法施行日において特定地方公社である地方道路公社若しくは土地開発公社又は特定公庫等のうち国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第134号）による改正後の国家公務員等退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2第72号から第89号までに掲げる法人に該当するもの（以下「地方道路公社等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となるため旧条例第12条第1項の規定に該当する退職に準ずる退職をし、かつ、引き続き地方道路公社等に使用される者として在職した後引き続き再び職員となった者の新条例第9条第1項の規定による在職期間の計算については、附則第7項及び附則第22項から附則第25項まで中「旧条例第12条第1項の規定に該当する退職」とあるのは、「旧条例第12条第1項の規定に該当する退職に準ずる退職」と読み替えて、これらの規定を適用する。

35～37 略

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

7 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>（教職調整額を給料とみなして適用する条例等）</p> <p>第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>（1）略</p> <p>（2） 職員の懲戒の手續、効果等に関する条例（昭和26年鳥取県条例第40号）</p> <p>（3） 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県</p>	<p>（教職調整額を給料とみなして適用する条例等）</p> <p>第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>（1）略</p> <p>（2） 職員の懲戒の手續、効果等に関する条例（昭和26年<u>9</u>月鳥取県条例第40号）</p> <p>（3） 職員の退職手当に関する条例（昭和37年<u>12</u>月鳥</p>

条例第51号) (4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号) (5) <u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号)</u>	取県条例第51号) (4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年 <u>3月</u> 鳥取県条例第3号)
--	--

(休職条例の一部改正)

8 休職条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この項において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この項において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
(休職の事由) 第2条 職員の休職の事由は、法第28条第2項各号に掲げる事由のほか、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) <u>略</u>	(休職の事由) 第2条 職員の休職の事由は、法第28条第2項各号に掲げる事由のほか、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) <u>県が特に援助し、又は協力することを要する公共的機関で人事委員会規則で定めるものにおいて、その職員の職務に関連があると認められる業務に従事する場合</u> (3) 略

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

9 職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(期末手当等の支給) 第5条の2 略 2 給与条例第16条の7第1項に規定する基準日にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(<u>人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。</u>)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	(期末手当等の支給) 第5条の2 略 2 給与条例第16条の7第1項に規定する基準日にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(鳥取県職員定数条例の一部改正)

10 鳥取県職員定数条例(平成6年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この項において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この項において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号)第3条第1号に規定する派遣職員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>埋蔵文化財の発掘を行うため知事が定める公共的団体に派遣している職員</u></p> <p>(5) <u>県の行政運営上、その業務に従事することが必要と認められる公社その他の団体に知事が定めるものに派遣している職員</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 11 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第14条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者</u><u>その他人事委員会規則で定める者</u> 人事委員会規則で定める日数</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第14条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者 人事委員会規則で定める日数</p> <p>2及び3 略</p>

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 12 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

(3) 国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他
人事委員会規則で定める者から引き続き職員となっ
た者その他人事委員会規則で定める者 人事委員会
規則で定める日数

2及び3 略

(3) 国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他
人事委員会規則で定める者から引き続き職員となっ
た者 人事委員会規則で定める日数

2及び3 略

雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第4号

雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 給与の額の特例(第2条 - 第8条)

第3章 鳥取県雇用機会創出支援基金(第9条 - 第15条)

第4章 定数及び定員の特例(第16条・第17条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、現下の著しく停滞した経済活動の影響により極めて悪化した県内の民間雇用情勢を回復することが県民生活及び県内の経済の安定及び向上を図る上で重要な課題であること並びに現下の厳しい県の財政状況等を踏まえ、職員の給与を時限的に減ずる特例措置を講ずるとともに、これにより生ずる財源をもって、新たに高等学校、大学等を卒業した者、自らの理由によることなく離職した者等(以下「新規学卒者等」という。)を雇用する事業主に対する助成等を行い、併せて新規学卒者等を職員として雇用する等の雇用につながる施策を実施し、もって県内における雇用機会の創出を図ることを目的とする。

第2章 給与の額の特例

(知事、副知事及び出納長の給与の額の特例)

第2条 平成14年4月1日から平成17年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における知事、副知事及び出納長(以下「知事等」という。)の給料月額、特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年鳥取県条例第57号。以下「特別職給与条例」という。)第3条第2項の規定にかかわらず、特別職給与条例別表の右欄に定める額から当該額に100分の7を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表の右欄に定める額とする。

2 特例期間における知事等の期末手当の額は、特別職給与条例第3条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の7を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(常勤の監査委員の給与の額の特例)

第3条 特例期間における常勤の監査委員の給料月額は、特別職給与条例第3条第2項の規定にかかわらず、特

別職給与条例別表の右欄に定める額から当該額に100分の6を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表の右欄に定める額とする。

- 2 特例期間における常勤の監査委員の期末手当の額は、特別職給与条例第3条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の6を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（病院事業の管理者の給与の額の特例）

第4条 特例期間における病院事業の管理者の給与（退職手当を除く。以下この項において同じ。）の額は、特別職給与条例第3条の2の規定にかかわらず、第7条の規定により職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「職員給与条例」という。）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける者のうちその職務の級が11級であるもの（次項において「11級職務者」という。）に特例期間において支給することとされる給与の額の例により知事が定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、特例期間における病院事業の管理者の退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、11級職務者に係る第7条第1項に規定する給料基礎額の例により知事が定める。

（委員会の委員等の報酬の額の特例）

第5条 特例期間における特別職給与条例別表の左欄に掲げる者（議会の議員、知事等、常勤の監査委員、専門委員、附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会長及び選挙立会人並びに審査分会長及び審査分会立会人を除く。）の報酬の額は、特別職給与条例第4条第1項の規定にかかわらず、同表の右欄に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

（教育長の給与の額の特例）

第6条 特例期間における教育長の給料月額は、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和34年鳥取県条例第42号）第2条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められた額とする。

- 2 特例期間における教育長の期末手当の額は、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の6を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（職員の給与の額の特例）

第7条 特例期間における職員給与条例第3条第1項各号に掲げる給料表のいずれかの適用を受ける職員（職員給与条例第4条の2に規定する再任用短時間勤務職員を含む。以下「給料表適用職員」という。）の給料月額は、職員給与条例第3条第1項、第4条第5項及び第11項並びに第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（次項において「給料基礎額」という。）から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合（以下「特定割合」という。）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- （1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 100分の5
- （2）管理職手当の支給を受ける職員のうちその支給割合が最も高いもの 100分の6
- （3）別表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の右欄に定める者に該当するもの 100分の4

- 2 前項の規定にかかわらず、給料表適用職員に係る次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。

- （1）手当の額
- （2）職員給与条例第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額
- （3）義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）第3条第1項に規定する教職調整額

- 3 特例期間における給料表適用職員の給料の調整額は、職員給与条例第7条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に特定割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、前項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる給料の調整額は、同条第1項の規定により定められた額とする。
- 4 特例期間における給料表適用職員の管理職手当の額は、職員給与条例第7条の2第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に特定割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額は、同項の規定により定められた額とする。
- 5 特例期間における給料表適用職員の調整手当の額は、職員給与条例第9条の2から第9条の4までの規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（以下「調整手当基礎額」という。）から当該額に特定割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第2項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる調整手当の額は、調整手当基礎額とする。
- 6 特例期間における給料表適用職員の期末手当の額は、職員給与条例第16条の4の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に特定割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。
- 7 特例期間における給料表適用職員の勤勉手当の額は、職員給与条例第16条の7の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に特定割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（任期付研究員の給与の額の特例）

第8条 特例期間における任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付研究員」という。）の給料月額は、任期付研究員条例第6条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。

2 特例期間における任期付研究員の任期付研究員業績手当の額は、任期付研究員条例第6条第5項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

3 特例期間における任期付研究員の調整手当の額は、職員給与条例第9条の2から第9条の4までの規定にかかわらず、調整手当基礎額から調整手当基礎額に100分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、前条第2項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる調整手当の額は、調整手当基礎額とする。

4 特例期間における任期付研究員の期末手当の額は、職員給与条例第16条の4の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

第3章 鳥取県雇用機会創出支援基金

（設置）

第9条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、新規学卒者等を雇用する事業主に対する助成等を行うことにより、県内における雇用機会の創出を図るため、鳥取県雇用機会創出支援基金（以下「基金」という。）を平成14年4月1日から平成20年3月31日（同日前に基金の残高がなくなったときは、当該なくなった日の属する年度の末日）までの間、設置する。

（積立て）

第10条 基金としての積立ては、平成14年度から平成16年度までの3年度間に限り行うものとし、その積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

（管理）

第11条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければ

ならない。

(運用益金の処理)

第12条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第13条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第14条 基金は、第9条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

第4章 定数及び定員の特例

(職員の定数の特例)

第16条 平成14年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、鳥取県職員定数条例(平成6年鳥取県条例第4号)第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める定数に加えて、次の表の左欄に掲げる職員(同条例第1条に規定する職員をいう。以下この条において同じ。)を同表の右欄に定める人数の範囲内で置くことができる。

(1) 知事の事務部局の職員(一般会計支弁に係る職員に限る。)	45人
(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	
ア 県立学校の職員	41人
イ アに掲げる職員以外の職員	10人
(3) 監査委員の事務局の職員	1人
(4) 人事委員会の事務局の職員	1人
(5) 地方労働委員会の事務局の職員	1人
(6) 企業局の職員	1人
(7) 病院局の職員	8人
(8) 議会の事務局の職員	1人
(9) 県費負担教職員	94人

(警察職員の定員の特例)

第17条 平成14年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、鳥取県警察職員定員条例(昭和32年鳥取県条例第14号)第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める定員に加えて、次の表の左欄に掲げる警察職員を同表の右欄に定める員数の範囲内で置くことができる。

(1) 警察官	
ア 警部	1人
イ 警部補・巡査部長	10人
ウ 巡査(警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。)	6人
(2) 一般職員	2人

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(鳥取県警察職員定員条例の一部改正)

2 鳥取県警察職員定員条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間、<u>第2条第1項及び雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例(平成14年鳥取県条例第4号)第17条の規定にかかわらず、これらの規定に定める一般職員の定員のうち次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表右欄に掲げる員数以内の人員を、これらの規定に定める警察官の定員に振り替えることができる。この場合において、振替後の第2条第1項第1号アからエまでに掲げる警察官の階級別定員は、それぞれ振替後の警察官の定員に基づき警察法施行令(昭和29年政令第151号)第7条に規定する階級別定員の基準により算出した人員とする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 5px auto; padding: 2px;">略</div> <p>5 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間、<u>第2条第1項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる一般職員の定員のうち次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表右欄に掲げる員数以内の人員を、同項第1号に掲げる警察官の定員に振り替えることができる。この場合において、振替後の同号アからエまでに掲げる警察官の階級別定員は、それぞれ振替後の警察官の定員に基づき警察法施行令(昭和29年政令第151号)第7条に規定する階級別定員の基準により算出した人員とする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 5px auto; padding: 2px;">略</div> <p>5 略</p>

別表(第7条関係)

給 料 表	対 象 者
行政職給料表	(1) その職務の級が1級である者 (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が5号給以下であるもの
公安職給料表	その職務の級が1級である者のうちその号給が9号給以下であるもの
教育職給料表(1)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が10号給以下であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が5号給以下であるもの
教育職給料表(2)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が10号給以下であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が8号給以下であるもの
研究職給料表	その職務の級が1級である者のうちその号給が11号給以下であるもの
医療職給料表(2)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が11号給以下であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が5号給以下であるもの
医療職給料表(3)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が11号給以下であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が7号給以下であるもの

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第 5 号

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例

次の表の条例名の欄に掲げる条例の同表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

条例名	条項	改正前	改正後
職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）	別表第5ウ備考	助産婦、看護婦、准看護婦	助産師、看護師、准看護師
職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）	第4条第1項第3号	保健婦	保健師
	第24条第1項	看護婦、看護士、准看護婦若しくは准看護士	看護師若しくは准看護師
	第24条第2項	看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士	看護師及び准看護師
鳥取県認可外保育施設運営事業助成条例（平成13年鳥取県条例第6号）	第2条第3号	、看護婦又は看護士	又は看護師
鳥取県准看護婦試験委員条例（昭和34年鳥取県条例第46号）	題名	鳥取県准看護婦試験委員条例	鳥取県准看護師試験委員条例
	第1条	保健婦助産婦看護婦法	保健師助産師看護師法
		基き	基づき
		准看護婦試験委員	准看護師試験委員
第2条第2項	看護婦	看護師	
鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例（平成7年鳥取県条例第4号）	題名	鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例	鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例
	第1条	鳥取県立看護婦等養成施設	鳥取県立看護師等養成施設
	第2条	看護婦及び看護士、保健婦並びに助産婦	看護師、保健師及び助産師
		鳥取県立看護婦等養成施設	鳥取県立看護師等養成施設
		「看護婦等養成施設	「看護師等養成施設
第3条、第4条第1項及び第9条	看護婦等養成施設	看護師等養成施設	
鳥取県旅館業法施行条例（昭和33年鳥取県条例第43号）	第2条第1項	次の各号に	次に
	第2条第1項第4号	保健婦助産婦看護婦法	保健師助産師看護師法
		准看護婦養成所	准看護師養成所

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第35号)	表看護職員修学資金の項貸付金の種類の欄	保健婦助産婦看護婦法	保健師助産師看護師法
		、第6条、第59条の2又は第60条	又は第6条
		保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦、保健士又は看護士若しくは准看護士	保健師、助産師、看護師又は准看護師
		保健婦養成所	保健師養成所
		助産婦養成所	助産師養成所
		看護婦養成所	看護師養成所
		准看護婦養成所	准看護師養成所
表看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号及び第2号		助産婦	助産師
		保健婦	保健師
鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)	第2条第1項第19号	保健婦助産婦看護婦法	保健師助産師看護師法
		第8条(同法第60条第1項において準用する場合を含む。)	第8条
		准看護婦又は准看護士	准看護師
	第2条第1項第20号	保健婦助産婦看護婦法第18条(同法第60条第1項において準用する場合を含む。)	保健師助産師看護師法第18条
		准看護婦試験	准看護師試験
	第2条第1項第21号	保健婦助産婦看護婦法第28条(同法第60条第1項において準用する場合を含む。)	保健師助産師看護師法第28条
		准看護婦試験合格証明書	准看護師試験合格証明書
	第2条第1項第22号	保健婦助産婦看護婦法	保健師助産師看護師法
	第2条第1項第23号及び第24号	保健婦助産婦看護婦法施行令	保健師助産師看護師法施行令
		准看護婦免許証	准看護師免許証

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の項及び職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)の項に掲げる改正は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第6号

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む。以下「個別労働関係紛争」という。）について、あっせんの制度を設けること等により、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

（紛争の自主的解決）

第2条 個別労働関係紛争が生じたときは、当該個別労働関係紛争の当事者は、早期に、かつ、誠意をもって、自主的な解決を図るように努めなければならない。

（労働者、事業主等に対する情報提供等）

第3条 知事は、個別労働関係紛争を未然に防止し、及び個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、労働者、求職者又は事業主に対し、労働関係に関する事項並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

（あっせん）

第4条 知事は、個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第6条に規定する労働争議に当たる紛争、国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第26条第1項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。以下この条及び第6条において同じ。）について、当該個別労働関係紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方又は一方からあっせんの申請があった場合には、あっせんを行うものとする。

2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっせんを行わないことができる。

（1） 県外の事業所における労働関係に係るもの

（2） 訴えの提起がなされているもの又は判決が確定し、裁判上の和解が調い、若しくは訴えに係る請求の放棄若しくは認諾がなされたもの

（3） 民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停の申立てがなされているもの又は同法による調停が成立したもの

（4） 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第14条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの

（5） 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言若しくは指導がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第6条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法によるあっせんが成立したもの

（6） 労働基準法（昭和22年法律第49号）等に係る法令違反があるとして労働者から申告がされたものであって労働基準監督署長その他の行政官庁による助言、指導、処分等がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの

（7） その他紛争の実情があっせんに適さず、又はあっせんの必要がないと認められるもの

3 事業主は、労働者が第1項の申請を行ったことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（あっせん員候補者）

第5条 知事は、労働関係調整法第10条に規定する名簿に記載されている者を個別労働関係紛争あっせん員候補者として委嘱する。

（あっせん員の指名）

第6条 知事は、第4条第1項のあっせんに、前条の規定により委嘱された者のうちからあっせんの申請に係る個別労働関係紛争（以下「事件」という。）ごとに指名する個別労働関係紛争あっせん員（以下「あっせん員」

という。)に行わせるものとする。

- 2 知事は、前項のあっせん員の指名に当たっては、使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者としてそれぞれ1人を指名するものとする。ただし、事件の処理に関し必要があると認めるときは、指名するあっせん員の数を増員することができる。この場合において、使用者を代表する者として指名する者と労働者を代表する者として指名する者は、同数でなければならない。

(あっせんの方法)

第7条 あっせん員は、紛争当事者間をあっせんし、紛争当事者双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が迅速に解決されるように努めなければならない。

- 2 あっせん員は、紛争当事者から意見を聴取するほか、必要に応じ、参考人から意見を聴取し、又はこれらの者から意見書の提出を求め、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを紛争当事者に提示することができる。

- 3 前項のあっせん案の作成は、あっせん員の全員一致をもって行うものとする。

(あっせんの打ち切り)

第8条 あっせん員は、事件があっせんによっては解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

(秘密を守る義務)

第9条 あっせん員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(適用除外)

第10条 この条例は、船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者並びに国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項の企業職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であって地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)第3条第2項の職員以外のものの勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。

(規則への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県森林整備地域活動支援基金条例をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第7号

鳥取県森林整備地域活動支援基金条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、森林所有者等に対し森林の施業の計画的かつ一体的な実施に不可欠な活動を確保するための支援を実施することにより、適切な森林整備を推進し、もって森林の有する多面的な機能を確保するため、鳥取県森林整備地域活動支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるものとする。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。

鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第8号

鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定により、鳥取県教育委員会の委員の定数は、6人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年鳥取県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																												
<p>第4条 略</p> <p>2 その他の特別職の職員（<u>教育長である教育委員会の委員を除く。</u>）の受ける給与は、報酬（その他の名称で、これに類する給与を含む。）とし、その額は、前項の者との権衡を考慮し、予算の範囲内で知事が別に定める。この場合において、勤務の態様により特別の事情のあるものについては、月額又は年額とすることができる。</p> <p>別表（第1条、第2条、第3条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">区 分</th> <th style="width:40%;">報酬又は給料の額</th> <th style="width:30%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">教育委員会 の委員</td> <td style="text-align: center;">委員長</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">委員（<u>教育長である者を除く。</u>）</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	報酬又は給料の額		略			教育委員会 の委員	委員長	略	委員（ <u>教育長である者を除く。</u> ）	略	略			<p>第4条 略</p> <p>2 その他の特別職の職員の受ける給与は、報酬（その他の名称で、これに類する給与を含む。）とし、その額は、前項の者との権衡を考慮し、予算の範囲内で知事が別に定める。この場合において、勤務の態様により特別の事情のあるものについては、月額又は年額とすることができる。</p> <p>別表（第1条、第2条、第3条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">区 分</th> <th style="width:40%;">報酬又は給料の額</th> <th style="width:30%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">教育委員会 の委員</td> <td style="text-align: center;">委員長</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">委員</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	報酬又は給料の額		略			教育委員会 の委員	委員長	略	委員	略	略		
区 分	報酬又は給料の額																												
略																													
教育委員会 の委員	委員長	略																											
	委員（ <u>教育長である者を除く。</u> ）	略																											
略																													
区 分	報酬又は給料の額																												
略																													
教育委員会 の委員	委員長	略																											
	委員	略																											
略																													

（知事等の退職手当に関する条例の一部改正）

3 知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この項において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この項において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（病院事業の管理者の退職手当の特例）</p> <p>第6条 前2条の規定は、病院事業の管理者に準用する。</p> <p>（教育長の退職手当の特例）</p> <p>第7条 職員、退職手当条例第9条第5項に規定する他の公務員又は同項に規定する企業職員等（以下「職員等」という。）から退職手当を支給されないで引き続いて教育長となった者の職員等としての引き続いた在職期間は、その者の引き続く教育長としての勤続期間に通算する。</p> <p>2 前項の規定により在職期間を通算された教育長が退職した場合における退職手当の額は、<u>第3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。</u></p> <p>（1）教育長としての引き続いた在職期間について、<u>第3条の規定により計算した額</u></p> <p>（2）退職の日における職員等を退職した日にその者が受けていた給料月額に相当する額及びその者の当該職員等としての勤続期間を基礎として退職手当条</p>	<p>（病院事業の管理者及び教育長の退職手当の特例）</p> <p>第6条 前2条の規定は、病院事業の管理者及び教育長に準用する。</p>

例第5条及び第7条の規定の例により計算した額

3 教育長から次条の規定により退職手当を支給されな
いで職員等となり引き続いて職員等として在職した後
引き続いて教育長となった者の先の教育長としての引
き続いた在職期間の始期から職員等としての引き続い
た在職期間の終期までの在職期間（次項において「特
定在職期間」という。）は、その者の引き続く後の教
育長としての勤続期間に通算する。

4 前項の規定により在職期間を通算された教育長が退
職した場合における退職手当の額は、第3条の規定に
かかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 後の教育長としての引き続いた在職期間につい
て、第3条の規定により計算した額

(2) 退職の日における職員等を退職した日にその者
が受けていた給料月額に相当する額及びその者の特
定在職期間を基礎として退職手当条例第5条及び第
7条の規定の例により計算した額

第8条 教育長が退職した場合において、その者が退職
の日又はその翌日に職員等となったときは、第2条の
規定にかかわらず、この条例による退職手当は支給し
ない。ただし、その者が当該退職の日から30日以内に
退職手当の支給を受ける旨を申し出たときは、この限
りでない。

(この条例の実施に関し必要な事項)
第9条 略

(この条例の実施に関し必要な事項)
第7条 略

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

4 職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(副知事等に選任された場合の退職手当)</p> <p>第8条 職員が退職した日又はその翌日に副知事、出納長、病院事業の管理者又は常勤の監査委員に選任された場合において、当該退職した者に対する退職手当の額は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第5条及び第7条の規定の例により計算した額とする。</p>	<p>(副知事等に選任された場合の退職手当)</p> <p>第8条 職員が退職した日又はその翌日に副知事、出納長、病院事業の管理者、<u>常勤の監査委員又は教育長</u>に選任された場合において、当該退職した者に対する退職手当の額は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第5条及び第7条の規定の例により計算した額とする。</p>
<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。</p> <p>2～4 略</p>

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員若しくは国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員若しくは現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）第1条第2項に規定する現業職員（以下「企業職員等」という。）又は教育長が、引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員若しくは国家公務員（以下「他の公務員」という。）企業職員等又は教育長としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の他の公務員又は企業職員等としての引き続いた在職期間については前各項の規定を、教育長としての引き続いた在職期間については知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号）第3条第3項及び第4項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の他の公務員、企業職員等又は教育長としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者の在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）又は他の公務員が定員若しくは定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少その他これらに準ずる理由により過員若しくは廃職を生じたことにより退職し、引き続いて職員となったときにおいて、知事~~が~~その者の他の公務員としての引き続いた在職期間を通算しないことに定めたときにおける当該他の公務員としての引き続いた在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) 職員が、第18条の規定により退職手当を支給されないで他の公務員、企業職員等又は教育長となり、引き続いて他の公務員、企業職員等又は教育長として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から他の公務員、企業職員等又は教育長としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(2)～(7) 略

6～8 略

(他の公務員、企業職員等又は教育長となった者の取扱

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員若しくは国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）又は企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員若しくは現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）第1条第2項に規定する現業職員（以下「企業職員等」という。）が、引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員若しくは国家公務員（以下「他の公務員」という。）又は企業職員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の他の公務員又は企業職員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の他の公務員又は企業職員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者の在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）又は他の公務員が定員若しくは定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少その他これらに準ずる理由により過員若しくは廃職を生じたことにより退職し、引き続いて職員となったときにおいて、知事~~が~~その者の他の公務員としての引き続いた在職期間を通算しないことに定めたときにおける当該他の公務員としての引き続いた在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) 職員が、第18条の規定により退職手当を支給されないで他の公務員又は企業職員等となり、引き続いて他の公務員又は企業職員等として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から他の公務員又は企業職員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(2)～(7) 略

6～8 略

(他の公務員又は企業職員等となった者の取扱い)

い)

第18条 職員が引き続いて他の公務員、企業職員等又は教育長となった場合において、その者の職員としての勤続期間が他の公務員、企業職員等又は教育長に対する退職手当に関する規定により、他の公務員、企業職員等又は教育長としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は支給しない。

附 則

1～23 略

24 国家公務員から引き続いて職員となった者が退職した場合において、当該退職の日又はその翌日に副知事又は病院事業の管理者に選任されたときは、この条例による退職手当は支給しない。

25～33 略

第18条 職員が引き続いて他の公務員又は企業職員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が他の公務員又は企業職員等に対する退職手当に関する規定により、他の公務員又は企業職員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は支給しない。

附 則

1～23 略

24 国家公務員から引き続いて職員となった者が退職した場合において、当該退職の日又はその翌日に副知事、病院事業の管理者又は教育長に選任されたときは、この条例による退職手当は支給しない。

25～33 略

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1及び2 略 (経過措置)</p> <p>3 適用日に在職する職員(適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第12条第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。)として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職する者で、指定法人職員又は他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第5項において同じ。)のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分又は新条例第4条(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)第5条若しくは附則第6項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下(同項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満)である者に対する退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第3条から第5条の2までの規定により計算した額にそれぞれ100分の110を乗じて得た額と</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1及び2 略 (経過措置)</p> <p>3 適用日に在職する職員(適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第12条第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。)として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に他の公務員若しくは企業職員等として在職する者で、指定法人職員又は他の公務員若しくは企業職員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第5項において同じ。)のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分又は新条例第4条(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)第5条若しくは附則第6項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下(同項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満)である者に対する退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第3条から第5条の2までの規定により計算した額にそれぞれ100分の110を乗じて得た額とする。</p>

する。
4 ~ 37 略

4 ~ 37 略